

事業団の組織概要

設立目的

運輸施設整備事業団は、鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を推進するための助成その他の支援を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空輸送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする

沿革

昭和34年 36年 41年 62年 平成3年 9年10月1日

○国内旅客船公団設立

○特定船舶整備公団と改称

○船舶整備公団と改称

○新幹線鉄道保有機構設立

○鉄道整備基金設立

○運輸施設整備事業団 設立

(*平成13年3月1日に造船業基盤整備事業協会の業務の一部を移管)

資本金

213億6,625万7千円

(うち政府出資203億6,625万7千円 平成14年3月31日現在)

役職員(平成14年4月1日現在)

役員 9名(うち非常勤1名)

職員 139名

業務

1. 新幹線鉄道の建設に要する資金について交付金を交付すること
2. 鉄道の建設・改良に要する資金について無利子貸付を行うこと
3. 鉄道の建設・改良等に要する資金について補助金を交付すること
4. 海上運送事業者と船舶の共有建造を行うこと
5. 高度船舶技術に関する助成金の交付、債務保証を行うこと
6. 運輸技術に関する基礎的研究を行うこと
7. 日本内航海運組合総連合会が行う内航海運暫定措置事業の実施に必要な資金の貸付を行うこと

設置根拠法

運輸施設整備事業団法(平成9年6月13日法律第83号)

組織図